

四 半 期 報 告 書

(第49期第1四半期)

株式会社 幸 樂 苑 ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成30年8月13日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期 連結累計期間	第49期 第1四半期 連結累計期間	第48期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	9,296,874	9,436,632	38,576,924
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△412,258	6,396	△114,833
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (千円)	△298,636	27,586	△3,225,313
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△290,528	38,966	△3,212,691
純資産額 (千円)	6,751,843	3,844,241	3,806,671
総資産額 (千円)	23,573,167	18,052,889	18,044,495
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△) (円)	△20.16	1.85	△217.64
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	1.85	—
自己資本比率 (%)	28.51	21.14	20.94

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第48期第1四半期連結累計期間及び第48期の潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前連結会計年度において、食の安全・安心に関する問題の影響や天候不順等により、既存店売上高が前連結会計年度比減少したことに加え、原材料価格の上昇及び販管費の増加により営業損失72百万円となりました。さらに不採算店舗の増加に伴い減損損失2,838百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3,225百万円となりました。

また、前連結会計年度末において、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約に付されている財務制限条項の連結純資産維持の条項に抵触しております。

以上の状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（5）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）におけるわが国の経済は、雇用環境や所得環境の改善により緩やかな回復傾向にあるものの、海外の政治・経済情勢の不確実性が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

外食産業におきましては、原油高などを受けた原材料価格の上昇や輸送費等の上昇に加え、社会構造の変化や消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、業種・業態を超えた顧客・人材確保競争が激化し、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として、「筋肉質な経営」、「味の改革」、「資産を活用したマネタイズ（収益化）」の3つの変革を掲げ、食の安全・安心の実現と「新幸楽苑」に向けた施策を推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は9,436百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益16百万円（前年同期営業損失411百万円）、経常利益6百万円（同経常損失412百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は27百万円（同四半期純損失298百万円）と増収増益となりました。また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は546店舗（前年同期比15店舗減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「筋肉質な経営」の施策として、無料クーポン券の廃止やマーケティング戦略の見直しを実施するとともに、「味の改革」については、美味しさを追求していく新たな取り組みとして、コア商品の「あっさり中華そば」と「ギョーザ」のプラッシュアップを図り、「鶏豚濃厚合わせダシ 新・極上中華そば」、「肉と肉汁あふれる新・餃子『極』」を発売いたしました。また、「野菜たっぷり味噌つけめん」等の期間限定商品を新たに加え、客数及び客単価の改善に努めてまいりました。既存店の前年同期比につきましては、売上高96.4%、客数97.0%となりました。

店舗展開につきましては、既存ドミナントエリアの強化と利益率改善を目的としたコンパクト型ロードサイド店舗7店舗を含め「幸楽苑」10店舗（ロードサイド7店舗、ショッピングセンター内フードコート3店舗）を出店するとともに、スクランプ7店舗（ステーキ業態へ4店舗転換、第2四半期2店舗転換）を実施いたしました。なお、店舗数は、直営店516店舗（前年同期比25店舗減）となりました。

この結果、売上高は8,730百万円（前年同期比3.8%減）となり、営業利益は436百万円（同営業利益41百万円）と大幅な増益となりました。

② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（洋食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、海外に1店舗出店し店舗数は20店舗（国内16店舗、海外4店舗）となり、その他外食事業につきましては、「資産を活用したマネタイズ（収益化）」の施策として、ラーメン業態からの転換を4店舗で実施し、「いきなり！ステーキ」直営店10店舗となりました。

この結果、その他の事業の売上高は706百万円（前年同期比76.6%増）となりましたが、業態転換費用等の増加により営業利益15百万円（同72.5%減）となりました。

なお、平成30年7月27日開催の当社取締役会において、保険代理店業務を行っております当社の連結子会社である株式会社デン・ホケンの事業譲渡と平成30年12月1日を効力発生日として、株式会社デン・ホケンを吸収合併することを決議いたしました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて335百万円減少し、2,880百万円となりました。これは、現金及び預金が367百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて343百万円増加し、15,172百万円となりました。これは、建物が114百万円、リース資産が144百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8百万円増加し、18,052百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて290百万円増加し、7,470百万円となりました。これは、短期借入金が600百万円増加し、未払費用が258百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて319百万円減少し、6,738百万円となりました。これは、長期借入金が307百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて29百万円減少し、14,208百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて37百万円増加し、3,844百万円となりました。これは、利益剰余金が27百万円増加したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成30年5月11日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、平成30年6月19日開催の当社第48期定時株主総会における承認を得て継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

イ 1,000店舗体制に向けた出店強化

ロ 既存店活性化対策

（既存店売上高前年比98～100%の維持）

ハ 商品開発力の強化とコア商品のプラッシャアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

ヘ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、 経常利益率10%、投下資本利益率（R O I）20%以上、自己資本利益率（R O E）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることができます。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行なうことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成33年6月に開催予定の定期株主総会終結時までであります。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながることになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

□ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

△ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりまし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15百万円であります。

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策

当社は、「事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、以下の対応策を講じることにより、当第1四半期連結累計期間においては、営業利益16百万円、経常利益6百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益27百万円を計上する結果となり、業績は改善傾向にあります。

① 経営管理システムの再構築

投資（出店）戦略、営業戦略等の意思決定プロセスの刷新を目的に、経営管理システムを抜本的に見直すとともに、属人化業務の見直し等管理体制を強化してまいります。

② 既存店の活性化（品質・サービス改革）

主力商品の徹底したブラッシュアップ（「新・美味しさ宣言」による価値の向上）を継続的に推進するとともに、新しい客層・顧客の開拓を目的に、新しい商品の開発に取り組んでまいります。また、営業力の強化を目的に、大胆な組織の再編成による営業支援体制を強化してまいります。

③ 販売戦略の見直し

「幸楽苑」ブランドの更なる価値向上を目的に、従来のイメージを一新したコンセプトによる効果的な販売促進と広報を融合したマーケティング戦略を実施してまいります。

④ 出店戦略・店舗戦略の見直し

投資基準を抜本的に見直し、既存のドミナントエリアのみの出店とし、店舗営業時間の見直し、店舗の省人化・効率化を目的とした店舗レイアウト等の改革に取り組んでまいります。

⑤ 新業態の開発

「ステーキ事業」と「ラーメン事業」とのシナジー効果が得られる仕組みを構築するとともに、将来の成長ドライバーとなる新業態の開発に向け、本格的な調査・検討に取り組んでまいります。

また、財務制限条項の抵触については、アレンジャー行から全面支援をいただき、全貸付人より前連結会計年度の決算数値に起因しての期限の利益喪失請求は行わないことにつき同意を得ております。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,774,841	16,774,841	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,774,841	16,774,841	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成30年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	—	16,774,841	—	2,988,273	—	2,934,681

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,681,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,046,800	150,468	同上
単元未満株式	普通株式 46,141	—	同上
発行済株式総数	16,774,841	—	—
総株主の議決権	—	150,468	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する249,900株は含まれておりません。
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
 3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑 ホールディングス	福島県郡山市田村町上行合 字北川田2-1	1,681,900	—	1,681,900	10.02
計	—	1,681,900	—	1,681,900	10.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日付をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,878,548	1,510,908
売掛金	362,147	370,411
たな卸資産	292,000	276,455
その他	683,695	723,074
流动資産合計	3,216,392	2,880,849
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,295,315	4,409,483
土地	1,771,327	1,771,327
リース資産（純額）	3,029,929	3,173,979
その他（純額）	697,957	703,600
有形固定資産合計	9,794,529	10,058,391
無形固定資産	125,906	125,772
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,180,235	2,196,591
その他	2,728,757	2,792,615
貸倒引当金	△1,325	△1,330
投資その他の資産合計	4,907,667	4,987,876
固定資産合計	14,828,103	15,172,040
資産合計	18,044,495	18,052,889
負債の部		
流动負債		
買掛金	1,323,033	1,330,690
短期借入金	—	600,000
1年内返済予定の長期借入金	1,403,293	1,359,970
未払費用	2,197,296	1,938,633
未払法人税等	66,616	36,754
店舗閉鎖損失引当金	141,394	123,721
その他	2,048,159	2,080,404
流动負債合計	7,179,792	7,470,173
固定負債		
长期借入金	3,253,333	2,945,833
リース債務	1,753,879	1,811,234
退職給付に係る負債	136,543	138,541
資産除去債務	812,309	827,817
その他	1,101,965	1,015,048
固定負債合計	7,058,031	6,738,474
負債合計	14,237,824	14,208,648

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,988,273	2,988,273
資本剰余金	2,995,723	2,995,723
利益剰余金	409,534	437,121
自己株式	△2,568,155	△2,568,155
株主資本合計	3,825,375	3,852,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	944	4,166
為替換算調整勘定	69,916	69,605
退職給付に係る調整累計額	△117,113	△108,645
その他の包括利益累計額合計	△46,252	△34,872
新株予約権	27,548	26,151
非支配株主持分	—	—
純資産合計	3,806,671	3,844,241
負債純資産合計	18,044,495	18,052,889

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	9,296,874	9,436,632
売上原価	2,575,895	2,614,054
売上総利益	6,720,978	6,822,577
販売費及び一般管理費	7,132,847	6,805,656
営業利益又は営業損失(△)	△411,868	16,921
営業外収益		
受取利息	2,829	3,658
固定資産賃貸料	97,114	138,212
その他	20,667	27,187
営業外収益合計	120,612	169,058
営業外費用		
支払利息	20,550	16,047
固定資産賃貸費用	85,749	140,296
その他	14,701	23,238
営業外費用合計	121,002	179,582
経常利益又は経常損失(△)	△412,258	6,396
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	12,734	25,622
その他	2,177	3,367
特別利益合計	14,912	28,989
特別損失		
投資有価証券評価損	14,632	27,421
減損損失	266	—
その他	11,642	4,964
特別損失合計	26,540	32,385
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△423,885	3,001
法人税、住民税及び事業税	21,200	15,680
法人税等調整額	△146,449	△40,265
法人税等合計	△125,249	△24,585
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△298,636	27,586
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△298,636	27,586

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△298,636	27,586
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	98	3,222
為替換算調整勘定	51	△310
退職給付に係る調整額	7,958	8,468
その他の包括利益合計	8,107	11,379
四半期包括利益	△290,528	38,966
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△290,528	38,966
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	436,847千円	312,054千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年4月28日 取締役会	普通株式	148,092	10	平成29年3月31日	平成29年6月22日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4月 1 日 至 平成30年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額(△)	△20円16銭	1円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△298, 636	27, 586
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△298, 636	27, 586
普通株式の期中平均株式数 (株)	14, 809, 752	14, 844, 950
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	1円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	53, 815
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均 株式数は、前第 1 四半期連結累計期間250, 173株、当第 1 四半期連結累計期間249, 900株であります。

(重要な後発事象)

(重要な事業の譲渡)

平成30年7月27日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社デン・ホケンが営む保険代理店事業を譲渡することを決議いたしました。

(1) 事業譲渡の概要

① 譲渡を行う理由

グループ事業の選択と経営資源の集中の一環として譲渡することいたしました。

② 譲渡する相手会社の名称

ヒューリック保険サービス株式会社

③ 譲渡する事業の内容

当社子会社の保険代理店事業

④ 譲渡する事業の規模

前連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高37,450千円

⑤ 譲渡する資産・負債の額

譲渡財産は譲渡事業に関する営業権であります。

⑥ 譲渡の時期

契約締結日：平成30年8月31日（予定）

譲渡期日：平成30年11月30日（予定）

⑦ 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額：155,000千円

決済方法：譲渡期日に現金決済

(2) 譲渡する事業が含まれている報告セグメントの名称

その他の事業

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

株式会社幸楽苑ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

東北財務局長

【提出日】

平成30年8月13日

【会社名】

株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】

KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新井田傳は、当社の第49期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。